第 6608 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2021年)令和3年 1月 26日 火曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 令和元年の所得税の申告

Ｑ：令和元年の所得税の確定申告ですが、新型コロナの影響でまだ行っていません。いつまでにすればいいですか？

Ａ：令和２年分の確定申告を行うまでに行ってください。

【解説】

新型コロナの影響を受けて、令和元年分の所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告をまだしていないという人は、令和２年分の確定申告を行うまでに申告する必要があります。もしくは、令和２年分の確定申告と同時でも問題ありません。

ただし、令和元年分の申告を、令和２年分の確定申告後に行った場合には、令和２年分の確定申告期限までに申告できないことについて、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合を除き、原則として、期限後申告として取り扱われますので注意してください。

また、令和元年分の確定申告書を提出する前に、他の申告書や申請書等を提出した場合には、令和元年分の所得税等の確定申告をすることがやむを得ない理由があったとは原則認められず、期限後申告として取り扱われますので、この点にも注意してください。

なお、申告義務がない者が行う還付申告は、５年間提出することができますので、この場合には、令和２年分の確定申告の期限を過ぎて申告しても問題ありません。

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】